



発行所  
熊本日新聞社  
〒860-8506  
熊本市世安町172  
代表(096)361-3111  
© 熊本日新聞社, 2008

3月11日  
(火曜日)

## 主張 提言

林 勝美<sup>63</sup> 熊本大学法科大学院教授

道州制の議論が九州では特に盛んである。

私は法科大学院で実定法である地方自治法を講義している。このところ

道州制を採用すればあたたかも地方分権が進むかのような全く誤ったメッセージを発している人がいるので、法的側面から一言申し上げておきたい。

第一に、全国の都道

府県を廃止して道州を置くという「道州」案は、憲法上保障されている「府県制」を廃し、憲法改正を経ずしてこれを採用することは憲法上許されないものであると私の持論である。

府県を廃止して道州を置くか極めて疑問である。このような団体を法律で設置すれば、憲法が自治体と認めない団体を下位法によって覆すという「法の下克上」という違憲状態を呈することになるのである。最後に、まずは進めるべきは道州制ありき論ではない。国から地方への権限と財源の移譲であり、

### 道州制採用で 自治の危機に

第二に、

第三に、憲法九十二

仮に道州を採用するとした場合の人口は一千万人を超えることになる。これは立法権・司法権を有するアメリカやドイツの州の二倍以上となり、このような団体が果たして憲法上の地方自治体と言長に対するリコール権があるか極めて疑問である。このような団体を法律で設置すれば、憲法が自治体と認めない団体を下位法によって覆すという「法の下克上」という違憲状態を呈することになるのである。最後に、まずは進めるべきは道州制ありき論ではない。国から地方への権限と財源の移譲であり、

第一に、全国の都道憲法上の地方自治体と言長に対するリコール権が

(熊本市)

### 標語変

「道州つくって自治滅ぶ、民の声は届かない。」